

禁煙・分煙推進事業実施要綱

1 目的

受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっている。国においては、平成15年5月に施行された健康増進法において、受動喫煙による健康への悪影響を排除するために、多数の者が利用する施設を管理する者に対して受動喫煙の防止への努力義務が規定されている。

県においては、喫煙対策を健康増進計画「健やか山梨21（第2次）」に位置づけ推進している。

このため、県が、県内の公共の機関、事業所等において受動喫煙対策を実施している施設を「禁煙・分煙認定施設」として認定を行う。

また、乳幼児や妊産婦などの受動喫煙の防止を図る観点から、時間帯禁煙等に取り組む飲食店を「禁煙推進店」として普及することにより、禁煙・分煙を推進し、受動喫煙防止環境を整備し受動喫煙の防止を図る。

2 実施主体

山梨県

3 事業の期間

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの期間とする。

ただし、国の受動喫煙防止施策の動向、県健康増進計画の評価、改定時等に併せて、事業内容の見直しを実施していく。

4 事業の内容

知事は、受動喫煙防止対策を実施している、県内の対象施設に対して、管理者から申込みを受けた場合、取り組んでいる対策状況に応じて（1）認定事業または（2）禁煙推進店普及事業を実施する。

（1）の認定事業については、認定区分に適合する場合は、「禁煙・分煙認定施設」として認定し、施設名等を公表する。

（2）の禁煙推進店普及事業については、認定せず、「禁煙推進店」として施設名等を公表する。

（1）認定事業

ア 認定区分（次の（ア）～（エ）の区分のいずれかの要件に該当すること。）

（ア）敷地内禁煙：施設及び施設の存在する敷地内のすべてが禁煙であること。

a 敷地内（施設を含む）が全て禁煙であることを標示している。

b 敷地内（施設を含む）に灰皿等を置いていない。

（イ）屋内禁煙（建物全体）：施設全体が禁煙であり、屋外に喫煙場所があること。※建物本体の屋根がかかる部分は、建物の一部とみなす。

a 施設全体が禁煙であることを標示している。

b 施設内に灰皿等を置いていない。

c 屋外に喫煙場所を設置し、標示している。

- (ウ) 屋内禁煙(テナント等建物の一部): 集合施設においてテナント等の区分に応じた管理者単位の禁煙であること。
- a テナント内が禁煙であることを標示している。
 - b テナント内に灰皿等を置いていない。
 - c 屋内の共用部分からテナント内に煙も臭いも流入しない構造となっている。
- (エ) 完全分煙: 喫煙室等を設け、タバコの煙や臭いが漏れないよう排気装置等により、「職場における喫煙のためのガイドライン」(平成15年5月9日付け厚生労働省労働基準局長通知)に示す職場の空気環境基準に適合していること。
- a 喫煙室等を設置し、標示している。
 - b 十分な能力の排気装置があり、喫煙室等から煙も臭いも漏れておらず、かつ、新鮮な空気の給気にも配慮している。
 - c 喫煙室以外の屋内に灰皿等を置いていない。
 - d 職場の空気環境基準については、次の(a)~(c)の基準に適合している旨の第3者の証明を得ていること。(別紙様式7)
 - (a) 浮遊粉じんの濃度が 0.15 mg/m^3 以下であること
 - (b) 一酸化炭素(CO)の濃度が 10 ppm 以下であること
 - (c) 気流について、非喫煙場所から喫煙室等への一定の空気の流れが、風速 0.2 m/s 以上であること

イ 対象施設

県内の学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を認定対象とする。

ウ 申込み方法

施設の管理者で、禁煙・分煙対策の実施の認定を希望する者は、認定申込用紙(別紙様式1)に必要事項を記入し、施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

なお、4の(1)ア(エ)の申込みの場合には、dの基準に適合している旨の第3者の証明書(別紙様式7)を添付すること。

エ 施設の実地調査等

申込書に基づき、保健所長は、申込み内容の確認のため、禁煙・分煙認定施設確認票(別紙様式2)により当該施設を実地調査する。

オ 認定通知書及びステッカーの交付

認定基準に適合する施設に対して、保健所長が、知事名による認定通知書(別紙様式3)及び認定を受けたことを示すステッカーを、又は不認定の通知書(別紙様式4)を交付する。

カ 認定施設の管理

各保健所長は、禁煙・分煙認定施設登録台帳（別紙様式5）に認定した施設を登録するとともに、禁煙・分煙認定施設及び禁煙推進店報告書（別紙様式6）により禁煙・分煙認定施設登録台帳の写しを添えて四半期ごとに健康増進課長へ報告するものとする。

キ 認定の取り消し

認定された施設が、認定基準に適合しなくなった場合は、認定を取り消すとともに交付したステッカーの返還を求めるものとする。

ク 認定施設の公表

健康増進課長は、禁煙・分煙認定施設の施設名等を公表する。

（2）禁煙推進店普及事業

ア 推進店区分（次の（ア）（イ）の区分のいずれかの要件に該当すること。）

時間帯・特定日終日禁煙（（ア）時間帯禁煙、（イ）特定日終日禁煙）

（ア）時間帯禁煙

- ・ランチタイムを含む2時間以上、屋内禁煙の時間帯を設けていること。
- ・禁煙時間帯は、店舗内に灰皿をおいていないこと。
- ・店内に時間帯禁煙の導入をしていることの表示があること。

（イ）特定日終日禁煙

- ・土日・休日など特定日を定め、終日屋内禁煙としていること。
- ・終日禁煙日は、店舗内に灰皿をおいていないこと。
- ・店内に終日禁煙日を導入していることの表示があること。

イ 対象施設

飲食店を対象施設とする。

ウ 申込み方法

施設の管理者で、禁煙推進店普及事業の区分に該当し、申し込みを行う場合は、申込用紙（別紙様式8）に必要事項を記入し、施設の所在地を管轄する保健所長に提出するものとする。

エ ポスターの交付

禁煙推進の普及を目的としていることから、申請時、必要事項を満たしている場合は、保健所長は、禁煙の時間帯、特定日などを記入した掲示用ポスターを即日配布する。

オ 推進店の管理

各保健所長は、禁煙推進店台帳（別紙様式9）に推進店として申込みのあった施設を記録するとともに、禁煙・分煙認定施設及び禁煙推進店報告書（別紙様式6）により台帳の写しを添えて四半期ごとに健康増進課長へ報告するものとする。

カ 禁煙推進店の公表

健康増進課長は、禁煙推進店名等を公表する。

5 その他

(1) 不認定の施設への指導

不認定となった施設に対して、保健所長は効果的な受動喫煙対策が実施されるよう指導するものとする。

(2) 施設管理者及び喫煙者等への意識啓発

健康増進課長及び各保健所長は、4の(1)イ、(2)イの施設の管理者及び喫煙者等に対し、受動喫煙の防止に対する意識を喚起し、その実施を促すものとする。

附則

この要綱は、平成16年2月20日から実施する。

改正後の要綱は、平成23年4月1日から施行する。

改正後の要綱は、平成25年4月1日から施行する。